

●休暇等の状況

休暇の種類	休暇等の期間	備 考
年次休暇	1年につき20日間	
公務災害休暇	医師の証明等により必要と認められる期間	公務災害であると認定され、勤務することが困難な場合
結核性疾患休暇	・勤務年数1年未満の者 6月以内 ・1年以上5年未満の者 1年以内 ・5年以上の者 1年6月以内	
病欠休暇	引き続き90日以内	公務災害以外の負傷や病気により勤務が困難な場合
生理休暇	3日以内	生理日の勤務が著しく困難な職員が請求した場合
産前及び産後通院休暇	その都度必要と認められる期間 ・妊娠7月までの期間 4週間に1回 ・妊娠8月から9月までの期間 2週間に1回 ・妊娠10月から分娩までの期間 1週間に1回 ・産後1年までの期間 1回	妊娠中又は産後1年以内の女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合
産前及び産後休暇	産前 8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内 産後 8週間	
育児休暇	1日2回それぞれ30分 (男性職員の場合は当該子の母との調整がある)	生後1年に達しない子を育てている職員が、その子を保育するため請求した場合
喪中休暇	忌引 死亡した者により10日から1日の連続する日数 父母の祭日 1日 婚姻 7日	親族が死亡した場合。職員が結婚した場合
出産補助休暇	2日の範囲内の期間	職員が配偶者の出産により退院の付添い等に従事するため休暇を請求した場合
夏季休暇	7月1日から9月30日までの期間に、原則として連続する3日の範囲内の期間	
骨髄移植のための休暇	必要な検査、入院等に要する期間	職員が骨髄移植のための骨髄液を提供するために休暇を請求した場合
ボランティア休暇	1年に5日を超えない範囲内	職員が報酬を得ないで被災者、障害者等に対する支援活動などを行う場合
子の看護のための休暇	1年に5日を超えない範囲内	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合
配偶者出産時育児休暇	産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)から産後8週間までの期間において5日の範囲内	配偶者が妊娠・出産期にある職員が当該出産に係る子又は小学校就学前の子の育児を行うため請求した場合
育児休業	子が生後3年に達する日までの間で承認された期間	職員が3歳に満たない子を養育する場合。休業期間は無給
介護休暇	連続する6月の期間内	職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合。無給
その他の特別休暇	勤務しないことがやむを得ないと認められるときに、その都度必要と認められる期間。 ただし、住居滅失等は1週間を超えない範囲内。	・感染症等予防のため法により交通制限又は遮断があった場合 ・天災等による出勤することが著しく困難であると認められる場合 ・天災等により職員の居住居が滅失又は損壊した場合 ・犯人、鑑定人、参考人等として官公署等に出席する場合 ・選挙権等公権行使する場合 ・所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部が停止される場合

●育児休業の状況（平成19年度）

区 分	男 性	女 性
育児休業の承認件数	0件	11件
育児休業期間延長の承認件数	0件	0件

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

●分限処分者数（平成19年度）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
勤務成績が良くない場合	—	—	—	—	0名
心身の故障の場合	—	—	2名	—	2名
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0名
職制、定数の改廃、予算の減少により異動、過員を生じた場合	—	—	—	—	0名
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0名
技能労働者 計	0名	0名	2名	0名	2名

●懲戒等処分者数（平成19年度）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	—	—	—	—	0名
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0名
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	0名
合 計	0名	0名	0名	0名	0名

5. 職員の営利企業等従事許可等に関するサービスの状況

●営利企業等従事許可の状況（平成19年度）

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	—
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	—
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	22件
計	22件

（注）議員は議員、議員（水・環境民生委員等）

6. 職員の研修の状況

●研修の状況（平成19年度）

区 分	研 修 内 容	受 講 者 数
随 時 研 修	新採、一般職員研修（上級）	39名
特 別 研 修	全職員研修	1,680名
派 遣 研 修	市町村職員中央研修所、自治大学校等	9名
	県市長会主催研修	28名
実 務 研 修	法制総務研修、コミュニケーション能力研修等	19名
合 計		1,775名

7. 職員の健康管理等に関する福祉の状況

●職員の健康診断の状況（平成19年度）

区 分	受 診 者
定期健康診断	329名
人間ドック	190名
胃がん検診	33名
結核・肺がん検診	371名
婦人検診	2名
VDT検診	65名

●職員の福利厚生

武雄市職員互助会への前金金 2,850,000円（平成20年度）

- ・地域行事等の参加に係る費用に対する補助
- ・職員親睦スポーツ大会等の経費に対する補助
- ・市職員クラブへの補助

総務部総務課
(23)9315



8. 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

●勤務条件に関する措置の要求の状況（平成19年度） 該当なし

●不利益処分に関する不服申立ての状況（平成19年度） 該当なし

雇用期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日まで
※更新は最長3年まで

職 種	放課後児童クラブ指導員	小中学校 図書・給食事務
募集人員	14名程度	11名
条 件	児童厚生員、保育士又は教諭の資格を有する人。又は平成21年3月末までに資格取得見込みの人	パソコン操作ができる方（ワープロ、表計算）、子どもと明るく接していただける方、図書に興味関心をお持ちの方
勤務地	武雄小学校、御船が丘小学校、朝日小学校、橘小学校、若木小学校、東川登小学校、西川登小学校、山内東小学校、山内西小学校、北方小学校のいずれか。	御船が丘小学校、朝日小学校、橘小学校、若木小学校、武内小学校、東川登小学校、西川登小学校、北方小学校、武雄北中学校、川登中学校、北方中学校のいずれか。
申込内容	平成21年2月10日（火）までに市販の履歴書に記入して持参するか郵送（締切当日の消印有効）してください。	平成21年1月5日（月）～30日（金）までに市販の履歴書に記入して持参するか郵送（締切当日の消印有効）してください。
勤務時間	平日は放課後4.5時間を基本とします。学校長期休業日等は5～8時間勤務する場合もあります。	勤務校により1日6時間と8時間勤務があります。8月は雇用なし。
問合せ先	子ども部未来課 (23)9214 担当：山口 ※面接試験をおこないます	教育部学校教育課 (23)8010 担当：綿島 ※面接試験をおこないます

嘱託職員を募集します
▼放課後児童クラブ指導員 ▼小中学校の図書・給食事務

